

◎新規就農者の参入に支援を

問 県の「がんばる新農業人支援事業」制度を活用し、本市でも研修生の受け入れができないか。

答 本制度は、先進的な農業経営者が新規就農希望者を研修生として受け入れた際に、研修生に支払う手当の一部を県が補助するものである。本市でも、今年2月に、地元農協を中心とした受入連絡会が設置されたことから、この事業による新たな担い手の創出に期待したい。

◎農地取得基準の弾力化を

問 新規就農者にとって農地の確保が課題となっている。運用の弾力化が必要では。

答 農地法改正を受け、農協や農業委員等と協議し、弾力的に利用権設定をしている。

◎公文書管理法施行への対応は

問 公文書の作成から整理・保存・廃棄までの統一管理が義務付けられている。本市の管理規程や体制はどうか。

答 市文書取扱規程により、種類に応じた保存期間など、文書の取り扱いを定め管理している。課ごとに文書取扱主任を任命して、適正な文書管理に努めている。



がんばる新農業人支援事業のチラシ(平成22年度)

◎子どもの貧困についての取り組みは

問 近年、子どもの貧困が大きな問題となっている。市として、どう向き合っているのか、その取り組みは。

答 児童扶養手当支給事業をはじめ、母子家庭等医療費助成事業、就業支援・子ども一時預かりなどの支援を実施している。今後このような事業の周知を図るとともに、より充実する必要があると考える。

◎「まちづくりは、市民の力、地域の力」

問 まちづくりに対し、市民参加をさらに促す方法は。

答 市の現状を分かりやすく伝えることが重要と考える。市長としても、率先して地域に出向いていきたい。

◎市営墓地公園整備の取り組みと体制は

問 市営墓地に対する需要が年々高まっている。その取り組みと体制は。

答 担当課内に係を新設し、墓地に対する需要調査、共同墓地や寺院墓地の実態調査などを進めていきたい。また、墓地公園整備において、三川地区の方には、先進事例の視察も実施していきたい。



墓地公園の建設予定地